

第12回長与シーサイドマルシェ出店募集要項

1、開催コンセプト

本町では、国道207号を中心とした大村湾沿いの道路を、長与町の名所として、町内外へ広くPRするために『NAGAYO Sea Side Street』と愛称を付けている。また、町内には食材や製造工程等にこだわった魅力ある手作りの店舗やこだわりの雑貨店など多数存在する。そこで、『NAGAYO Sea Side Street』並びに長与町の生産物やお土産品等の周知を図るため、また、交流人口の増加と町の活性化を図るために、町のPRをはじめ、「手作りの食」、「こだわりの雑貨」、「癒し」の3つのテーマで物産販売等を行う。

2、催事名 『第12回長与シーサイドマルシェ』

3、開催日時 令和7年3月9日（日）10：00～15：00 ※小雨決行

4、開催場所 長与シーサイドパーク（長与町岡郷614番地10） ※特産品直売所まんてん横広場（長崎バス「中和田」バス停近く）

5、出展数及び出店位置と規模

出店位置は長与シーサイドマルシェ実行委員会（以下「実行委員会」という。）が決定する。1区画あたりの広さについては、間口3m以内、奥行き3m以内とする。

6、出店対象基準

下記の（1）～（3）のいずれかに該当する店舗を出店対象基準とする。

（1）「食のブース」… 新鮮な農水産物をはじめ、加工品（製造加工品・現場調理品）については手作りのお店とし、安心安全な食を提供している店舗

ア 製造加工品… 食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置が講じられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの。

イ 現場調理品… 売店において調理する食品は簡易な調理、加工のみとし、あらかじめ営業施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に加熱調理を行うものであること。

（2）「雑貨のブース」… 手作り雑貨、または、こだわりの雑貨を提供している店舗

（3）「癒しのブース」… リンパマッサージやネイル、ワークショップなど、癒し体験の提供が可能な店舗

7、出店者の条件

出店者は、次の条件をいずれも満たしたものとする。

- (1) 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
- (2) 法令等に違反して過去1年間処分を受けていないこと。
- (3) 出店者の役員等（個人である場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、長与町暴力団排除条例第2条第2項に規定する暴力団員でないこと。また、販売員として暴力団員等を使用し、又は雇用してはいないこと。
- (4) その他、関係法令等に適合していること。

8、飲食物販売者出店条件

保健所での手続きが必要な飲食物販売の出店者については、次の条件も満たす者とする。

- (1) 食品衛生関係法令に規定する営業許可施設の営業許可を受けること。
- (2) 過去1年間食中毒発生の事故歴がないこと。
- (3) 食品衛生関係法令の基準に従い、容器包装などにより汚染防止及び直射日光を避けるなど必要な措置を講じ、保管、陳列は衛生的な設備で行い、かつ、食品に表示されている保存方法を遵守し、管理すること。
- (4) 商品は、ふた付きの容器でお渡しする等、持ち帰りできるように提供すること。

9、出店料

1区画あたり3,000円とする。また、抽選会の賞品として、食事券、お買い物券など500円相当の賞品を2つ以上提供することとする（トッピングの追加やサービス時間の延長等単独で利用できない商品は不可とする。）。

天候悪化やその他やむを得ない事由により開催中止となった場合、出店料の返金は行わない。また、開催前日までに事前連絡なしで出店をキャンセルした場合も同様とする。

なお、新型コロナウイルス感染拡大等やむを得ない事由により実行委員会にて開催を中止した場合には返金を行う。

10、出店設備

出店に伴う必要な備品や物品（テント、机、イスなど）については、各出店者で準備することとする。現場調理店についてはテントの三方囲いは出店者も用意することとする。会場が海辺のためテントが強風で飛ばないように各自対策を行うこと。

ただし、ペグや杭等地中に固定する物の使用は不可とする。

なお、出店者は必ずゴミ袋などを用意し、販売した商品等からでたゴミについては各出店者にて回収を行うこととする。

11、出店申込

出店希望者は、別紙の「出店申込書」及び「誓約書」に必要事項を記入・押印のうえ、実行委員会事務局へネット・郵送・FAX・持参のいずれかの方法で申し込むこと。

12、募集期間

令和6年11月1日（金）～令和6年11月30日（土）必着

※11月30日はグーグルフォームの申請のみ受け付ける

13、出店者の選定

実行委員会は、本要項に基づいて審査し、適当であると認めた者を出店者として決定する。ただし、出店申込数が出店予定数を超えたときは、町内に店舗を有するものを優先して選定を行う。

14、出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選定した者について、出店許可証を交付する。

出店が確定した際は、指定した期日までに出店料を別途指定した口座に振り込むこと。

15、商品データの提供

出店が決定した店舗は、商品等の画像データを速やかに実行委員会へ提供することとする。

16、保健所への手続き

臨時営業許可を必要とする出店者については、実行委員会から出店者として選定されたときは、各自で西彼保健所にて許可申請を行い、許可証の写しを実行委員会へ提出すること。

17、禁止事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡もしくは転貸し、または管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り、及び呼び込み販売をすること。
- (4) 指定された場所以外で飲食物の調理・加工等をすること。
- (5) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (6) アルコール飲料及び危険物を販売すること。
- (7) その他、運営に支障があるような迷惑行為をすること。
- (8) 会場内にて、来場者の個人情報収集すること。
- (9) ネットワークビジネス、連鎖販売取引またはそれらと誤解される恐れがある行為

18、遵守事項

出店者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会から交付される出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、売店前にゴミ箱を設置し、発生したゴミは各自で搬出・処理し、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 飲食物を販売する売店にあっては、食品衛生関係法令上を遵守するとともに西彼保健所の指導に従うこと。
- (5) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別途交付する通行許可証等を指定された位置に掲示すること。なお、使用車両は1区画1台とする。
- (6) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (7) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず安全確保のため、出店の閉鎖等の指示を出したときには、その指示に従うこと。

19、管理運営

出店における販売品及び出店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。また、開催を中止した場合も、販売品、販売品の出荷、その準備等にかかった経費は出店者の負担とする。

20、許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、出店許可を取り消すことができるものとする。なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 関係法令及び本要項に違反したとき。
- (2) 出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実行委員会が出店の運営管理において不相当と認めたとき。

21、原状回復

出店終了後は、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をしなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、要した費用を当該出店者に請求することができる。

22、損害賠償

出店者（従業員を含む）は、会場内の施設または第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

23、その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

24、問合せ先

〒851 - 2185 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷659-1
長与シーサイドマルシェ実行委員会事務局(長与町役場産業振興課内)
担当：小川 TEL：095-883-1111 FAX：095-883-3337
E-mail：sanshin.nagayo@gmail.com または sanshin@nagayo.jp